

うきは市浮羽町の過疎地域指定について

過疎地域 一定以上の人口減少が進む地域のこと。昭和45年から10年ごとに国が指定。令和3年度新たに1718市町村中、820団体が過疎指定。

過疎になる要件 過疎と指定される3つの人口減少要件のうち、1つ（昭和50年から平成27年の40年間で28%以上の人口減少）には特例があり、財政力指数が0.40以下の市町村は、合併前の旧市町村単位で昭和50年から40年間の人口減少が23%以上の人口減少が対象。

うきは市 財政力指数（平成29～令和元年度）は**0.38**
 昭和50年から40年間の人口減少率は、うきは市が19.1%、浮羽町が**25.8%**、吉井町が12.1% ⇒**浮羽町が該当**

	昭和50年 ^a	平成2年（ ^a からの減少率）	平成17年（ ^a からの減少率）	平成27年（ ^a からの減少率）
うきは市	36,487人	35,910人（1.6%）	32,902人（9.8%）	29,509人（19.1%）
浮羽町	18,663人	18,342人（1.7%）	15,907人（14.8%）	13,848人（ 25.8% ）
吉井町	17,824人	17,568人（1.4%）	16,995人（4.7%）	15,661人（12.1%）



国が市に措置する内容

過疎地域には、以下のとおり10年間に及ぶ特別な措置がされ、人口減少を脱却していくことが求められる。

- 地域内にある指定企業の改築や修繕、新增設に対し、国税の特例と地方税の減収補填措置
- 基幹的な市町村道路や公共下水道について、都道府県が市町村に代わって事業を行うことが可能
- 市町村が要望する規制の見直しについて配慮措置
- 過疎対策事業債による財政的支援（充当率100%、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される）
- 小中学校や保育所等の施設整備に対し、補助率のかさ上げ（通常1/2補助が5.5/10補助など）

過疎計画 特別措置を受けるには、都道府県と協議し、令和3年度に5年間の過疎地域持続的発展市町村計画を策定することが要件

うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）の概要

基本方針

第2期ルネッサンス戦略に準拠（①資源活用と雇用創出、②地域再生と人の呼び込み、③夢を持つ生活、④地域づくりと連携）

計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

基本目標

令和7年度末の浮羽町人口を12,220人に（令2:13,173人）

1. 移住・定住・地域間交流、人材育成

空家リフォーム補助事業、つづら棚田交流センター管理事業など

2. 産業の振興

農村環境整備事業、産業振興奨励事業、企業誘致対策事業など

産業振興促進事項

製造業や旅館業、農林水産物等販売業等に、減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が可能（税の免除に関する条例の制定が必要）

3. 情報化

防災行政無線施設更新事業など

4. 交通施設整備、交通手段の確保

道路改良工事、橋梁点検、市バス運行事業など

5. 生活環境

浄化センター改築工事、消防団詰所設置更新事業など

6. 子育て、高齢者等の保健福祉

保育所施設整備、配食サービス事業、障害福祉サービス事業など

7. 医療

保健衛生一般管理事業など

8. 教育

校舎整備事業、浮羽体育センター施設整備事業など

9. 集落の整備

街なみ環境整備事業、空き家対策事業など

10. 地域文化の振興

伝統的建造物群保存修理事業など

11. 再生可能エネルギー

藤波ダム発電所改修事業

市議会で「過疎地域持続的発展計画」と「税の免除に関する条例」の議決が必要

全国の過疎自治体

令和3年4月1日 総務省資料よりうきは市作成

旧市町村が過疎指定された市町村にあっては、市町村全域で表示しています。

